

## 審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和4年度第1回甲州市行政改革推進委員会
開催日時	令和4年7月28日(木) 午前10時00分から午前11時05分
開催場所	甲州市役所本庁舎 地下1階 第三会議室
議題	(1) 指定管理業務に係る第三者モニタリングについて (2) 第三次行政改革大綱検証について ①今年度のスケジュール ②第三次行政改革大綱結果(案) (3) その他
出席委員	雨宮一樹委員、荻原智志委員、小俣多美子委員、小出順子委員、佐藤真由美委員、塩島和美委員、宿澤和也委員、松山典嗣委員、丸山正次委員、三森斉委員(五十音順)
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事項	出席者 政策秘書課4名(前田課長、新田リーダー、窪川、水上)
その他	

## 第1回甲州市行政改革推進委員会 審議概要

<p>内容</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 指定管理業務に係る第三者モニタリングについて</p>	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>○事務局（新田L） ※開会の辞</p> <p>○丸山会長 久しぶりの会議となるが、後で説明等受けながら気付いたこと等あればご発言いただければと思う。よろしく願います。</p> <p>(1) 指定管理業務に係る第三者モニタリングについて</p> <p>○丸山会長 それでは次第に基づき進める。議案第1号について事務局から。</p> <p>○事務局（水上） ※指定管理者第三者モニタリングの評価方法について資料により説明 指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を、広く民間企業やNPO法人等を含む事業者に委ねることを可能にした地方自治法上の制度であり、その目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るものとなる。 第三者モニタリングは、指定管理施設の管理運営やサービスの提供などが適正に行われているかどうかを、指定管理者と甲州市ではない第三者の中立的な立場から、客観的な視点を用いて評価し、利用者サービスの向上へと繋げていくことを目的としている。 今年度は、甲州市B&amp;G海洋センターのモニタリングを願います。 昨年度と同様、配布させていただいた資料をもとに後日書面で回答を願います。 評価は、適切に施設管理が行われているか、民間ノウハウの活用や経営努力によって経費削減や利用者増加を図っているか、地域貢献をしているか、住民サービスの向上の取り組みが行われているか等について評価できる点や改善すべき点、観光施設であるため利用者の立場からの意見等の率直な意見をいただきたい。 ※今年度第三者モニタリングを実施する施設は次のとおり。 ・甲州市B&amp;G海洋センター（塩山・勝沼）</p> <p>○丸山会長 以上の点で何か質問等あるか？ 本来は現地へ行って、見ながらそこで問い合わせをする形だったが、コロナということもあり、現地はやめて資料だけにしようということになり、議論の時間を短くするやり方ということでこのやり方になった。今の説明とこの後のやり方について何か質問があるか？中身の疑問点は連絡するか、直接書くかの形での</p>
---	---

<p>(2) 第三次行政改革大綱検証結果について</p> <p>①今年度のスケジュール</p> <p>②第三次行政改革大綱結果(案)について</p>	<p>提出になるかと思う。宿題になるので恐縮だが持って帰って、提出する方はお願いする。</p> <p>では、次の議題を。</p> <p>(2) 第三次行政改革大綱検証について</p> <p>○丸山会長  それでは、議案(2)①今年度のスケジュールについて事務局から説明を。</p> <p>○事務局(窪川) ※②今年度のスケジュールについて説明。</p> <p>○丸山会長  スケジュールに関して何かあるか?  では、次の議題を。</p> <p>②第三次行政改革大綱結果(案)について</p> <p>○事務局(窪川) ※検証結果(案)の内容説明として、次について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証方法及び結果の活用について</li> <li>・ 主な成果の概要について</li> <li>・ 行政改革効果額について</li> <li>・ 検証結果の様式について</li> <li>・ 達成状況の基準について</li> </ul> <p>※達成基準の基準については、改革項目によって取組みの質が異なるので、評価の仕方も異なってくる。「一部達成」の幅が大きいものになってくることを説明。</p> <p>※検証結果(案)の内容について、達成状況が「未達成」、「達成」、「一部達成」の順に説明。</p> <p>—未達成—</p> <p>① 「未収金の解消」として、市営住宅家賃の未収金の解消の項目について。検証として、7年間の実績については、「継続的に連帯保証人への協力依頼や滞納者宅への夜間訪問等、納付勧奨の推進。現年度及び過年度滞納者に対して、随時督促催告処理。個別対応が必要なケースについての対応。生活保護などの福祉課等他課へ協力依頼を行って対応したケースがあったこと。また、連帯保証会社の導入や滞納についての弁護士相談などの、効果的な対象整理事務の推進」というもの。</p> <p>次に評価の根拠として、「個々の滞納者の状況を把握し、対応するように努めたが、根本的な収納に繋がらないケースが多く見られたこと。また、現年度の収納率向上の目的で督促・催告も行ってきたが、目立った成果が見られなかったことで、7年間上記実績にある取組みを行ってきたが、収納率向上に至らなかったため、達成状況としては未達成とした」となっている。</p> <p>課題・今後の方針、改善事項などについて、「今後も連帯保証人への協力依頼や滞納者宅への夜間訪問等を行い、納付勧奨を行っていくこと。また、高齢化による認知症により住宅使用料が未納になっている事に気が付かず、市からの連帯保証人への協力や滞納者宅への文章の送付により、家族からの相談等がある場合も</p>
---	---

あることから、市福祉課や社会福祉協議会等との連携を進めていきたい」ということ。

7年間の実績で述べたように、連帯保証会社の導入や弁護士相談等々行ってきたが、参考資料にもあるとおり収納率が下がってきており、令和2年度から持ち直してきているが、未収金の解消が改革項目となっているため、未達成という評価になっている。

—達成—

- ② 「民間委託等の推進」として戸籍住民課・勝沼支所・大和支所の証明書発行業務等について。検証として、7年間の実績については、「民間委託については、他市町村への聞き取りや先進地などへの施設等を実施したが、甲州市の業務量では費用対効果が見込めないこと、また、雇用契約上、請負労働者に直接命令ができないことなどから判断し、民間委託は行わないこととなった」というのが、3課共通のもの。また「市道、農道、水路の補修及び5箇所（河川公園と4箇所）の都市公園の管理業務は、一部民間委託をすることができ、連携がとれている」というのが勝沼支所の実績となる。

次に、評価の根拠として、「検討の結果、甲州市の業務量では費用対効果が見込めないこと。また、雇用契約上、請負労働者に直接指示命令ができないことなどから判断し、民間委託は行わないことにした」というのが3課共通のものとなる。なお、行政サービスの向上、効率化の観点から、マイナンバーカードの普及促進を図ってきた結果、甲州市3月末の交付件数は12,516件で人口に対する交付率は41.4%となり、上半期から4.1ポイント増加している。

「市道、農道、水路の補修及び河川・都市公園の管理業務等は、一部民間委託を行い、スケジュールどおり順調に業務を進めることができた」というのが、勝沼支所。また、「窓口業務での住民票、印鑑証明などの発行については、適正に行うことができ、公共料金等の納付についても適正に行うことができた」というのが、勝沼支所大和支所になる。以上のことから、評価は達成となっている。

課題・今後の方針改善事項などについて、「マイナンバーカードの普及率も増加傾向にあり、窓口での住民票、印鑑証明などの発行業務は以前より若干少なくなったと思われるが、支所ではワンストップで複数の手続きができるため、来庁者から非常によろこばれている。来庁者への対応や行政サービスの向上、効率化について考えると市民のためには、民間委託ではなく現在の業務体制が好ましいと思われる。窓口業務の中で、来庁者に住民票、印鑑証明などスムーズに発行するようにしていく。また、福祉や介護などの手続きについては困難なものについては、担当課と連絡を取りながら対応していく。来庁者への対応や行政サービスの向上、効率化については民間委託ではなく、現在の業務体制のままでよいと思われる」というのが、勝沼支所・大和支所。あと、行政サービスの向上、効率化を図るため、今後のマイナンバーカードの普及率50%を目指し、利用普及促進に取り組んでいく、ということ。

民間委託の推進という項目で、勝沼支所について一部民間委託を実施することとなったが、証明書発行業務については、民間委託には至らなかったが、費用対効果が見込めないことや雇用契約上請負労働者に直接命令ができないこと

で、民間委託は行わないという判断をしているので評価は達成としている。

— 一部達成 —

- ③ 「若手職員に窓口業務部門、事業部門、内部管理部門などの異なった複数の部署を計画的に経験させるジョブローテーションを確立」の改革項目について。検証として、7年間の実績としては、「入庁10年未満の若手職員には、窓口業務、内部管理、事業部門などの異なる部署を計画的に経験させるジョブローテーションを実施。」になる。

評価の根拠としては、「若手職員が長期間同じ部署に配属することのないよう、配属年数、異動希望調査、人事評価をもとにジョブローテーションを実施。概ね10年で異なる部門の3部署を経験するように配慮しているため」ということで、一部達成になっている。

内容の説明に入る前に話したが、一部達成については、改革項目によって取り組みの質が異なるので、評価の仕方が異なる。こちらの項目についても、ジョブローテーションを確立したとしても、取り組みの質として最終目標達成とはなりえないものだと言える。今後も継続していくものだと思うので、一部達成となる。

私たちも一部達成の評価については、幅が大きいと感じているし、改革項目も様々なものがあるので、ひとつのものさしで図れるものではないと思っている。ゆえに評価についての難しさも感じている。

新大綱については、毎年度の検証に係る客観性の確保について、検証結果報告書の書式を改善し、目標の明確化を意識できるような形式とし、各担当への判断根拠や金額・数値での記載を求め、数値として目標を設定するのが難しいものについては文章により目指す姿を示すよう、検証の制度を高める工夫を図っている。

また、委員の皆さまご承知のように、第三次での取り組みが弱い部分や、より強化していった方がいい部分などを引き続いて行い、また反対に現状では取り組み項目としてあるが、行政改革として取り組む内容ではないものについては、精査している。

話を戻すが、課題・今後の方針、改善事項などについては、「若手職員に複数の部署を計画的に経験させるジョブローテーションを今後も継続して実施し、市役所職員としての幅広い知識の習得や多くの経験を人材育成に繋げていく」ということとなっている。

以上が内容の説明となる。

※評価の集計表の説明

平成27年度からの7年間の総括として、全98項目に対し達成の進捗割合は28項目で28.6%、一部達成は68項目で69.4%、未達成が1項目で1%、取組中止が1項目の1%となっている。

各担当の作成した検証結果に対し、委員の皆様からご意見・ご質問等をいただければと思っているが、基本的な会の進め方・検証の仕方については、全庁的な取組みとなっているので、基本的には質問をいただいて、担当課に確認する形をとらせていただく。その方が曖昧な回答とならず、より多くのご意見をいただくことができると思うので、よろしく願います。

また、時間の関係で全体の説明は行わなかったが、委員の皆様には、すべての項目を対象にご意見等をいただければと思うので、よろしく願います。

あと、モニタリングのご意見を8月10日までに返信用封筒にて返信いただくがこちらの行政改革の検証についてのご意見も、委員会後でも8月10日までにご意見等あったら紙媒体でも構わないのでいただければと思う。以上です。

○丸山会長

そうすると同じように書式でも後から出せるので、今日のところは説明を受け取って、疑問に思ったこと、その場でどうしても言いたいことを質問で出してください。ただ、一問一答でやっていくと時間がどうなるかわからないので、まずは委員の方からご意見ご質問を全部出していただき、その場で答えられることには答えてもらい、答えられない部分についてはもう一回委員会があるので、その時かそれまでに答えてもらうというふうにしたいが、よろしいか？

では、委員の方から今の説明も含めて何かご意見ご質問あるか。

○佐藤委員

42頁の検証の7年間の実績のところ、誤字だが3行目メースがケースだと思う。以上です。

○丸山会長

はい、ありがとうございます。

私から質問してもいいか。同じ42頁の評価の根拠で、「対応するように努めてきたが、根本的な収納に繋がらないケース」とあるがどういう意味か。どういうのが根本的な収納に繋がらないケースなのか、意味がよくわからないので、これはどういうことを指しているのかわかるようにしてもらいたい。あとでいいのでお願いします。

何かご意見ご質問等あるか。

○荻原委員

38頁39頁の税に対する収納率の維持向上について。目標達成になっているが、先程の説明だと最終的に収納率が90%後半であっても、取り組みの質として最終目標達成はありえないという言い方をしているが、ここだけがなぜ目標達成になってしまうのか。もしそうであれば、評価の根拠自体もなんで目標達成なのかという部分で、もう少し丁寧な書き方、例えば県内市町村の中ではどうなのかとかそういったところをもっと説明した方がいい。ただ収納率が上がっているから最終目標達成ですよっていう、そこがちょっとどうなのかと思う。一部達成なのではないか。

あと41頁の子育て支援課の保育料だが、7年間の実績の3行目から4行目「5年が経過した案件を児童福祉法の規定に基づき、不納欠損処分とした結果、未収金を解消することができた」とある。これを受けて参考資料を見ると、令和3年度未収金額がゼロとなっているが、これとの関連でゼロなのか、本来で言えば全

ての収納率が100%にはなっていないので、5年未満の未収金がありえないのか。全て令和3年度末ではゼロになっているのかがちょっとわからない。理由がこの書き方だとわからない。ずっと100%ではないのだから、5年経過していない案件もあるのではないかと。意味の確認をしてほしい。

44頁の上下水道料と簡易水道料の未収金の解消だが、評価の根拠の中で「コロナ禍の中、上下水道及び簡易水道使用料は97%の収納率で止めることができた」とあるが、この97%はどこから出てくるのか。参考資料で見てもちょっとわからないので、この97%の収納率って何をもって97%なのか。上水道で91.18%、簡易水道が企業会計になって変わったからなのかかもしれないが、97%がわからないので、意味を明確にした方がいい。明確にしないとどこから持ってきた数字なのかが見た目ではわからない。以上です。

○丸山会長

ありがとうございます。繰り返しになるが、最初の収納率の維持のところ、収納率等の表記の仕方。それからここに挙げられている根拠の数字がどこからなのか、最後の97は簡易水道の方が97.78%、上水道の方はいってない。こういうものはなんなのかというご質問。

他いかがでしょうか。

○三森委員

消防の組織の在り方について。分団が統合してというのは地元でも承知しているが、今後の課題がほしいと思った。というのは、近くからの若者の団員から相談されていて、一番困っているのが団員不足で、緊急対応の時に、人員が不足している上に更に、市外で仕事に行き戻れない、ということもある。本当に端的に言うと、消防団以外での活動が多すぎて、それがかなり入団への支障になっている。そこさえクリアできれば入ってこられるという人もいて、という課題がちょっと聞こえてきた。全国的に消防の体制をどうするか、近い未来の巨大な災害にどう備えるかということが課題。そのへんの課題を混ぜてもいいのかなと思う。またあったら教えてほしい。要するに分団の統合だけは書いてあったけれど、これからの災害の消防団という位置づけをどうしていくか、更に統合を進めるということにもなる。団員をどういうふうを増やしていくのか減らしていくのか、そのへんをセットで。

○丸山会長

この中にあがっていたことか。

○新田リーダー

35頁です。

○三森委員

これは消防団で話す話かもしれない。行革の中でどうかとも思うがただ市全体

の安心安全の中に、一番地域の防災力として発揮できるという組織なので。また、団員の入りやすい貢献できやすい組織づくりというところを考えてほしい。以上です。

○丸山会長

ありがとうございます。改革項目としては、分団の統合ということだけしか書いてないが、もう一度消防団自体としての活動内容等、そういうことへの見直してみたいなものも含めてご意見をいただいたということ。ありがとうございます。他にはいかがか。

○荻原委員

32 頁の紙資源の有効活用を目指し、使用済みのコピー用紙の裏面の活用等について。これは、書き間違いだと思うが、32 頁の評価の根拠の下から 2 行目。「使用済みのコピー用紙の裏面等」とあるが、これはたぶん裏面等の活用だと思う。

次にデマンドバスだが、評価の根拠の 3 行目のまた以降、「高齢者運転免許自主返納支援事業においては、事業開始から累計 350 名ほどの方より」とあるが、ほどってどういう意味なのか。350 の確定はしていないのか、約なのか。ほどってどういうふうに使っているのかわからない。350 なら 350 でいいのではないか。その後の「そのうち毎年約 55%の方」について、そのうちって何のうちか。例えば自主返納した人がいて、そのうちの 55%の人がこの事業を利用しているっていう意味なのか、そういうふうには見えなと言われればそうかもしれないが、このまま見ると、そのうちの 55%の方が当事業を利用しているって、申請している人が 350 人いて、この 55%って何か。申請者の 55%なのか。それもあるのかなと。このままの文章だとちょっとどうなのか。どういう意味なのか、内容をもう少し記載しないとならないかと思う。

同じような意味でいうと、55 頁「国民健康保険税滞納者対策実施要領に沿って、滞納者の減少に努める」という改革項目について。評価の根拠の最後に「未収金が約 30%に縮減した」とあるが、この 30%って、実際に未収金が 30%なのか。30%に縮減したっていう意味なのか。率に対してどうなのかとか。30%の確認をしてほしい。今までに比べて 30%縮減したのか、それとも未収金自体が 30%なのかどうなのか。ちょっとわかりづらいので、所管課に確認をしてほしい。以上です。

○丸山会長

他にはいかがか。

○松山委員

何点か。5 頁の SNS 等を活用してとあるが、今もインスタとかフェイスブックを見ても、甲州市とか調べても見つからない。或いはインスタとか見ても上がってくる情報も少ない。ただ情報を取り上げる、ただ行っている、伝えているっていうイメージ。本当にそれをどうやって市民の人に伝わるようにするのか、もう



少しストーリー作りをしてほしい。たぶん一つの部署に任せきりとかそういうことではなく、各部署が発信できるようにする仕組みづくりをする必要があるかと思う。これだとただ本当に伝えているだけなのではないか。

次は 7 頁を。市民がどうやって行政に関わっていくのが大事だと思う。今政策秘書課の別の委員会である甲州市未来会議でやっているが、回数を重ねていくのが大事。1 回意見交換会やアンケートをしたとかではなく、行政の人と信頼関係をつくっていく、行政ってこういう仕組みなのだな、こういう思いをしているのだな、逆にこちらからこういう意見が出たっていう、対話を重ねていくプロセスなど、長期的な視野で関係を築くのが今後大事かと思う。

21 頁の人材育成について。行政にとって大事なところであり、市役所の行政の人が生きがいとかやりがいをもって取り組んでもらうと、行政も良くなるのではないかと思う。改革項目の 7 年間の実績のところ、「参加させました」という表現がとても引っかかる。自主的なものではなく強制的なものを感じる。最後には、「職員自らが将来の目標の設定や将来像が描けるような支援について研究していく必要がある」という、ちょっとあまりピンとこないような表現になっているかと思う。まず職員が、自分はこういう職員になりたい、ただこうやって給料もらうだけではなく、こういう未来を描きたい、こういう生き方をしていきたいという、そういうところに着目したような支援、研修の在り方を探っていくのが必要かと思う。市町村が用意したプランに乗っかるだけではなく、自分たちでどうやって繋がりをよくしていくだとか、どうやって生きていこうだとか、そういうものを探っていく、そういうものをもう少し掘り下げる必要がある。これだと市町村が用意した研修に乗かってそれに参加したから職員がスキルアップした。そうではないような気がする。やはり生きがいとか、まずそこから掘り下げていかないと何も始まらないかなと思う。

「参加させた」という表現がとても気になるということと、「支援について研究していく必要がある」というところが、表現として引っかかる。別の表現がないかなと思う。以上です。

#### ○丸山会長

ありがとうございました。SNS、デジタル化しているものについての検証がないと、ただそういうものがあるだけではあまり検証にならない。意見交換について、市民としては継続的な意見交換を考えていただきたいということ。最後の研修については、なかなか公務員の世界は難しい。自主研修を非常に求めるが、それ程今時間がなく余力がない。そういうこともあるかと思うが、重要なご意見ですのでお願いします。

他にはいかがか。

#### ○小俣委員

39 頁の収納率の維持向上について。都市計画税の収納率が平成 28 年から令和元年まで低い値だと思うが、その理由がなんなのか疑問に思ったので教えてもらいたい。

あと、ふるさと納税が、令和3年度が25億ということだったが、山梨市のいちやまに行くと、山梨市の刊行物とかが見られるのもらってくることもあるが、山梨市が30億のふるさと納税がいただいているというところがあって、その5億円の違いがどこにあるのか。甲州市にいるのにどうなのかというところがあって、他市町村に学ぶところとか、紙面を見ると介護予防にとっても力を入れていたりとか、他県の取り組みや他市町村の取り組みなどを、取り入れられるところは取り入れたりとか考えてみたらよいかと思う。

○丸山会長

はい、2点ですか。

○小俣委員

あと、塩山中学校が合併方向だが、350名でいじめや不登校などがあつたりする中で、例えば4つを1つにではなく、結構通学距離が中学生にしてはすごく遠くなってしまうところで、まず松里・神金・塩山北の3つが合併して、その後減ってから塩山中学校と合併するという方法がとれないのかなと思う。そういう方がいいのではないかとちょっと思う。

○丸山会長

最後は中学校の統合の話ですね。

○事務局（新田L）

それはそれで、市民の意見として教育委員会の方にお伝えさせていただきます。

○丸山会長

他にはいかがか。

○塩島委員

6頁の情報の共有化のオープンデータについて。委員の意見を聞いていて、文章の書き方が気になると思ったのが、課題・今後の方針、改善事項の「オープンデータの開示はノウハウの構築から進める必要がある」とあるが、とても基本中の基本なので、もう取り組みをしてきているのだから、そういうことを始めてみるというふうでないと。必要がありますだとすごくのんびりした感じがする。ここを少し改めた方がいいと思う。

○丸山会長

ありがとうございました。他にはいかがか。

では、私から。これは、今回からではなくて次回に向けてになるのですが、結局一部達成にすると、一部って9割達成までも一部だし、1割達成でも一部。だからあまりにも幅がありすぎて、本当に達成って言えるのかとか、どうなのかっていう達成状況の元々の設定の仕方が、非常にいかようにも取れてしまうというのは、

<p>(4) その他</p> <p>4 閉会</p>	<p>ちょっと誰から見ても幅がありすぎるのではないか、というふうに聞いていても思う。やはりここは、次回からはもう少し厳密につけてもらうか、何らかの根拠を示してあげられるようにするか、そのようにするのが良いのではないかと思う、これは意見です。今回聞いていてすごく思った。</p> <p>委員の方から他に特になければ、先程あったように後で思いついたこと、ぜひここはこうしたほうが良いということがあれば、書面によって提案できますので、今日はこのくらいにしたほうが時間的にもいいと思うが、どうしても発言された方はいますか。よろしいか。</p> <p>では、ないようなので、今説明を受けたことについてご意見をいただいたことについて、この場で事務局から答えることがなければ、持ち帰って後でまとめて回答という形で質問を終わり、第三次行政改革大綱検証結果(案)については終えたいと思う。10月の委員会で、回答してくれる形になるので、そのようにご理解いただきたい。</p> <p>(4) その他について</p> <p>○事務局(窪川) ※次回会議等について説明</p> <p>○丸山会長</p> <p>今の点に関して何かあるか?</p> <p>では、以上をもって議事については終わりとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>○事務局(新田L) ※閉会の辞</p>
<p>備考</p>	